

市・道民税のお知らせ

過去の年金が変更となり、追加で年金が支給された場合 税額などが変更となる場合があります

日本年金機構などの年金保険者は、年金記録の訂正や年金受給者からの請求などにより、公的年金を過去にさかのぼって支払した場合、年金を受け取る方と市区町村に報告します。

市はこの報告に基づき、過去の税額や今年の税額などを再計算し、税額が変更となる方へは通知書でお知らせしています。

さかのぼって支給された年金にかかる過去の分の市・道民税は、公的年金からの特別徴収には含まれず、また口座振替もできないため、送付した納付書により納めることとなりますのでご注意ください。

なお、年金記録の訂正理由など、年金の内容で不明な点は、年金保険者にお問い合わせください。

再計算の方法は

本来支払われるはずだった各年に年金額を分ける

各年の所得と市・道民税、健康保険料や介護保険料を再計算

税額や保険料が変わった場合、通知書でお知らせする

年金額が再度訂正された場合はこの繰り返しです。

ふるさと納税で、税の控除が受けられます

個人の方が岩見沢市を含むすべての地方公共団体に、5,000円を超えるふるさと納税(寄附)をした場合、寄附金から5,000円を引いた額について、所得税や市・道民税の控除を受けることができます。なお、この控除を受けるためには、寄附した翌年に申告が必要です。

市は引き続き、ふるさと納税による寄附を受け付けています。制度の内容や申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

みなさんのふるさと岩見沢への応援と、市外に住んでいる知人や親戚の方へ、応援呼びかけのご協力をお願いします。

	申告先	申告に必要なもの
確定申告しない方 (市・道民税のみで控除を受ける方)	申告する年の 1月1日現在に お住まいの市区町村	寄附金受領証明書、印鑑
確定申告する方 (所得税と市・道民税の 両方で控除を受ける方)	税務署 (所得税の確定申告 と一緒に申告)	寄附金受領証明書、確定申告に必要な書類、印鑑

パート・アルバイトの収入と税金

パートやアルバイトの収入は給与所得になります。収入額により、税金は下の表のようになります。

ただし、市・道民税の所得割と所得税は、所得控除の額により、かからない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

収入額	市・道民税	所得税	配偶者控除・扶養控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超 100万円以下	均等割がかかる			
100万円超 103万円以下	均等割と所得割がかかる	かかる	受けられない	受けられる
103万円超 141万円未満				

収入額で130万円を超えると、社会保険の扶養にはなれません。

問合せ先 市税務課市民税係

年末調整等説明会

年末調整事務および源泉徴収票・同合計表等の作成要領などの説明会を行います。

なお、当日は、事前に送付した書類を持参してください。

日時 11月18日(木) 午後2時～3時30分

会場 まなみーる(9西4)

問合せ先 岩見沢税務署(2東4) ☎ 22局 0810

税理士会の 税の無料相談

日時 11月13日(土) 午前10時～午後3時

会場 ZAWAハウス(4西2 ぷらっとパーク内)

問合せ先 北海道税理士会岩見沢支部

☎ 22局 5050(税理士法人TACS内)